



2017年3月24日

各 位

会社名	株式会社クボタ
本社所在地	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
代表者名	代表取締役社長 木股昌俊
コード番号	6326
上場取引所	東証第1部
問合せ先	コーポレート・コミュニケーション部長 細谷祥久
TEL	(大阪)06-6648-2389 (東京)03-3245-3052

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2017年4月21日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 35,036株
(3) 発行価額	1株につき1,718円50銭
(4) 発行総額	60,209,366円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く。）6名 35,036株
(8) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2017年2月14日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、本日開催の第127回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、対象取締役に対して、年額3億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

3. 本制度の概要等

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額3億円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度により対象取締役に対して当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、年400,000株以内（※）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額となる範囲において取締役会において決定される金額となります。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

（※）ただし、当社が普通株式について株式分割・株式併合等を行う場合には、その効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、発行又は処分される当社の普通株式の総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整するものといたします。

4. 今回の発行内容

今回、当社は、対象取締役6名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計60,209,366円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、当社の普通株式合計35,036株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することにいたしました。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役6名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式の発行を受けることとなります。

本金銭報酬債権は、今後1年間の勤務継続に対する報酬の一部として支給するものです。一方で、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は3年間としております。

5. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしましたが、その概要は以下のとおりです。

- (1) 譲渡制限期間 2017年4月21日～2020年4月20日
- (2) 譲渡制限の解除

①原則

対象取締役が譲渡制限期間中、当社の取締役、執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

②任期満了その他の正当な事由による退任の場合

対象取締役が当該退任の時点まで、当社の取締役、執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、当該退任の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

③死亡による退任の場合

対象取締役が当該退任の時点まで、当社の取締役、執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、当該退任の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、割当株式数を乗じた数（ただし、計

算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。) の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後の時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意している。

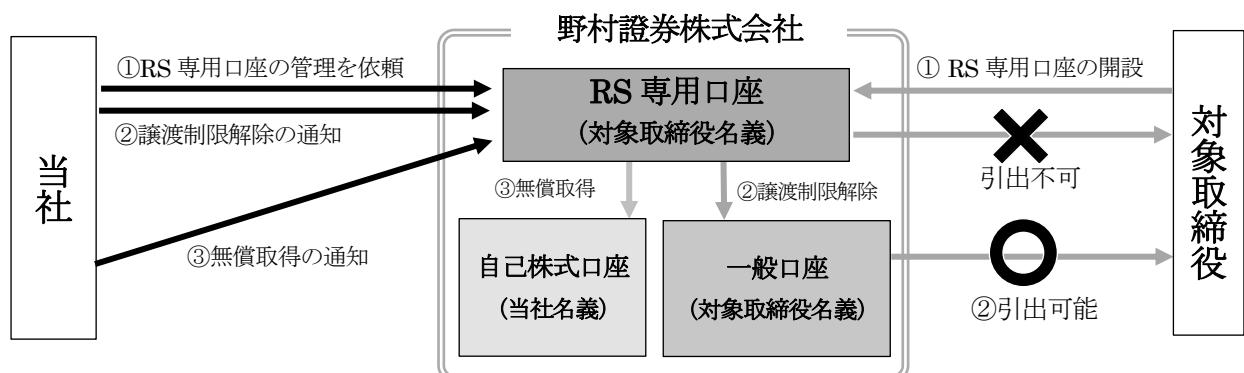
(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式について、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

6. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第128期事業年度の譲渡制限付株式の付与のために支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるもので、発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2017年3月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,718円50銭としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。なお、この価額は東京証券取引所における当社の普通株式の1ヶ月（2017年2月24日から2017年3月23日まで）終値単純平均値である1,787円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率▲3.83%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3ヶ月（2016年12月26日から2017年3月23日まで）終値単純平均値である1,781円からの乖離率▲3.51%、及び6ヶ月（2016年9月26日から2017年3月23日まで）終値単純平均値である1,717円からの乖離率0.09%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度におけるRSの管理フロー】



以上